



平成 24 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 佐藤商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村田 和夫  
(コード番号 8065 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 田浦 義明  
(TEL 03-5218-5312)

当社子会社の民事再生手続開始の申立て、債権の取立不能のおそれ、  
当該子会社支援及び新会社の設立に関するお知らせ

当社子会社である植木鋼管株式会社（以下、「同社」という。）は、平成 24 年 10 月 16 日開催の同社取締役会において、同社の民事再生手続開始の申立てをすることを決議し、同日東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、これに伴い、当社は、同日開催の当社取締役会において、①債権の取立不能のおそれを生じ、他方で、②同社の民事再生への支援を行うこと及び③新会社の設立を決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

## 記

### 1. 同社の民事再生手続開始の申立てについて

#### (1) 民事再生手続開始の申立ての理由

同社は、平成 12 年 5 月に民事再生手続が開始され、再生計画に則って事業を継続しておりましたが、平成 20 年のリーマンショックを境に建設業界全体の不況が広がったことから、再生計画に基づいた弁済も滞り、資金難の状態に陥りました。

そこで、同社は、当時、同社と取引がございました当社に対し支援を申し入れ、平成 21 年 12 月当社は、業界の景気回復及び同社の再建の各見込みが存するものと判断して同社に資金支援を行うこととし、当社子会社からの了解も取り付け、協調して資金支援（貸付及び債権の回収猶予等）を行ってまいりました。しかしながら、予想に反して、業界の景気回復は進まず、同社の再建も進みませんでした。

今年に入り、ようやく業界の景気回復の兆しが見られるようになりましたが、同社の収益は、額及び弁済期のいずれにおいても負債とのバランスが取れない状態にあります。

このような状況下、同社は、熟慮のうえ、再度の民事再生手続開始の申立てを行い、当社の指定する会社（本日付で子会社を設立することを決議しております。以下、「新会社」という。）に事業譲渡を行うことにより事業の再生をはかることが最善と判断し、今般の申立てに至ったものであります。

#### (2) 同社の負債総額

2,203 百万円（平成 24 年 9 月 30 日現在）

ただし、今般の申立てを受けて、再生手続開始決定がなされた場合には、民事再生法第 190 条第 1 項に基づき、従前の民事再生手続において再生計画によって変更された再生債権が原状に復する結果、約 6,000 百万円（遅延損害金を含まない。）となる見込みです。

### (3) 同社の概要

- ① 商号 植木鋼管株式会社
- ② 所在地 東京都昭島市郷地町二丁目36番8
- ③ 代表者 代表取締役 植木 美久
- ④ 事業内容 建築用スチール製フロアの製造・販売にかかる事業
- ⑤ 資本金の額 50百万円
- ⑥ 設立年月日 昭和42年1月4日
- ⑦ 決算期 3月31日
- ⑧ 従業員数 30名（平成24年9月30日現在）
- ⑨ 発行済株式総数 68,000株
- ⑩ 大株主構成 植木 美久 68,000株（所有割合 100%）
- ⑪ 当社との関係
  - 資本関係 当社と資本関係はありません。
  - 人的関係 当社より役員の派遣はありません。従業員1名を派遣しております。
  - 取引関係 当社との間で商取引が、当社子会社2社から借入が各々あります。
  - 関連当事者への該当状況 当社は同社の株式は取得してはならず、役員派遣も行っておりませんが、当社と同社間の取引状況等を踏まえ、当社の連結子会社としております。

### ⑫ 最近事業年度の財政状態及び経営成績

単位：百万円

	平成23年3月期 通期	平成24年3月期 通期
売上高	1,832	2,053
経常利益	△266	△62
当期純利益	△271	△63
純資産額	△1,452	△1,516
総資産額	907	857

※ 平成22年3月期は決算期変更のため3ヶ月決算を行っております。

### 2. 債権の取立不能のおそれについて

同社が民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、当社及び当社子会社2社の同社に対する債権に取立不能のおそれが生じております。当社及び当社子会社2社の同社に対する債権の種類及び金額は以下のとおりです。

なお、同社への債権につきましては、第1四半期決算までに貸倒引当金985百万円を設定しており、引当金の不足分25百万円につきましては第2四半期の決算において計上する予定です。

当社	売掛債権	434百万円（担保控除後）	控除額51百万円
子会社2社	貸付金	576百万円（担保控除後）	控除額13百万円
	合計	1,010百万円（担保控除後）	控除額65百万円
	（貸倒引当金既設定額	985百万円）	第1四半期現在

※当社は第三者より根抵当権の設定を受けております。なお、担保評価は不動産鑑定評価額によるものです。

### 3. 同社の民事再生への支援について

当社は、平成24年10月16日開催の取締役会において、同社に対し、スポンサーとして新会社による事業の譲り受けを約し、必要に応じて事業価値を維持するため貸付等の経済的支援を行うこと等を内容とするスポンサー契約の締結を行うことを決議し、同日、スポンサー契約を締結しました。

なお、同社が、新会社に事業を譲渡するためには、民事再生法第42条第1項に定める裁判所の許可を取得する必要があるため、新会社による事業の譲り受けは、当該許可の取得を条件にしております。

(1) 当社が支援を行う理由

同社は、前記のとおり、収益と負債とのバランスが取れない状態にありますが、建築用スチール製フロアの製造・販売にかかる事業において長年の経験と実績を有し、優れた技術を有しております。

したがって、民事再生手続において事業を譲り受けて事業を継続させることによって、その取引先・従業員への影響を最小限化するとともに、当社グループの企業価値の向上に資すると考えております。

(2) スポンサー契約に基づく事業譲り受けの予定

スポンサー契約上、同社の事業を、可及的すみやかに新会社に譲渡することが約されております。今後、具体的な条件等を協議のうえ、新会社と同社との間で、事業譲渡契約を締結する予定です。

4. 設立する新会社の概要

(1) 商号	植木フォーミング株式会社
(2) 本店所在地	東京都昭島市郷地町二丁目36番8
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 金丸 博紀 ※当社従業員
(4) 設立年月日	平成24年10月23日(予定)
(5) 事業内容	建築用スチール製フロアの製造・販売
(6) 資本金	5千万円
(7) 株主	佐藤商事株式会社 100%

5. 今後の日程

平成24年10月16日	スポンサー契約にかかる決議・締結(植木鋼管(株)、佐藤商事(株)) 民事再生手続開始の申立てにかかる決議・申立て(植木鋼管(株)) 新会社設立にかかる決議(佐藤商事(株))
平成24年10月19日(予定)	民事再生手続開始決定
平成24年10月23日(予定)	新会社設立(佐藤商事(株))
平成24年10月26日(予定)	事業譲渡契約にかかる決議・締結(植木鋼管(株)、新会社)
平成24年11月30日(予定)	事業譲渡の実行(植木鋼管(株)、新会社)
平成24年12月1日(予定)	新会社事業開始

6. 今後の見通し

同社は、当社の平成25年3月期第3四半期連結決算において、連結から除外されます。新会社につきましては、事業譲渡が実行され次第、連結子会社として連結に加える予定であります。

本件による平成25年3月期の第2四半期(累計)及び通期の業績予想(連結及び個別)に変更はありません。

参考：

下記の連結業績予想につきましては、平成24年5月10日公表のものです。

単位：百万円

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想(平成25年3月期通期)	168,000	3,200	3,200	1,850
前 期 実 績 (平成24年3月期通期)	163,474	3,009	3,109	1,703

以 上